

## 特別警報及び警報発令時の対応等について

令和6年12月

### 1 特別警報及び警報発表時の対応について

#### (1) 特別警報・警報（以下「警報」という）・特別警戒の種類

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、地震（震度6弱以上）、熱中症特別警戒

#### (2) 生徒の登校前及び登校途中で「警報」が発表された場合の対応

- ① 丹波市に午前6時及びそれ以降に「警報」が発表されている場合は、すべての生徒は終日自宅学習とし、臨時休業とする。
- ② 午前6時及びそれ以降に丹波市以外の生徒の居住地に「警報」が発表されている場合は、該当生徒のみ終日自宅学習とし、公欠扱いとする。

#### (3) 生徒が学校にいる間に「警報」が発表された場合の対応

- ① 丹波市に「警報」が発表された時は、すみやかに教育活動を中止し、生徒を下校させ、それ以降終日自宅学習とする。なお、下校させるにあたっては、公共交通機関の状況や下校途上の安全等を総合的に判断するものとする。
- ② 丹波市以外の生徒の居住地に「警報」が発表された時、該当生徒の下校が必要と総合的に判断される場合には、①に準じて下校させ、公欠扱いとする。

#### (4) 定期考査中に「警報」が発表された場合の対応

丹波市、丹波篠山市のいずれかに「警報」が発表された場合、臨時休業とする。  
なお、その日に実施を予定していた試験は、試験最終日の翌日（授業を行う日）に実施する。

丹波市及び丹波篠山市以外の生徒の居住地に「警報」が発表された場合は、考査を予定通り実施するが、該当生徒のみ公欠扱いとし、別途配慮する。

#### (5) その他

- ① 熱中症特別警戒アラートが発表された場合は臨時休業とする（前日14時ごろに発表）。
- ② J R福知山線運休または遅延時の対応については、復旧見込み等の状況により、一斉メールおよび学校ホームページにて指示する。

### 2 避難準備情報・避難勧告等が発表された場合の対応について

生徒の居住地に午前6時に避難準備情報・避難勧告等が発表されている場合は、安全が確認できるまで登校しないこととする。

また、生徒が学校にいる間に避難準備情報等が出た場合は、学校で待機させ保護者の方と連絡を取ってから下校させることとする。